

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

別紙、箱根町町税条例等の一部を改正する条例のとおり

平成 27 年 6 月 9 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、箱根町町税条例等の一部を改正したので、ここに報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

箱根町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日

箱根町長 山 口 昇 士

箱根町町税条例等の一部を改正する条例

箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）等の一部を次のように改正する。

（箱根町町税条例の一部改正）

第 1 条 箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の表 1 の項(5)中「法人税法第 2 条第 16 号」を「法第 292 条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第 2 項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第 2 項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 1 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

附則第 8 項中「令」を「地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)」に改める。

（箱根町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 箱根町町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年箱根町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項第 2 号中「第 29 条」を「第 29 条第 2 号ア(イ)及び(ウ)」に、「第 12 項」を「第 13 項」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 第 29 条第 1 号、第 2 号ア(ア)、同号イ及び第 3 号、附則第 15 項の改正規定並びに附則第 10 項から第 12 項及び第 13 項（新条例附則第 15 項に係る部分に限る。）の規定 平成 28 年 4 月 1 日

附則第 9 項中「第 29 条」の次に「(第 2 号ア(イ)及び(ウ)に係る部分に限る。)」を加え、附則第 12 項の表中「附則第 15 項の規定」を「附則第 13 項の規定」に改め、附則第 12 項を附則第 13 項とし、附則第 11 項を附則第 12 項

とし、附則第 10 項を附則第 11 項とし、附則第 9 項の次に次の 1 項を加える。

- 10 新条例第 29 条（第 1 号、第 2 号ア（ア）、同号イ及び第 3 号に係る部分に限る。）の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 27 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は公布の日から施行する。

（法人の町民税に関する経過措置）

- 2 改正後の箱根町町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。